

在唐記の「本郷波字音」に関する解釈

さきに、わたくしは「春鶯囀」なる一文を草し(本誌39)、そこで、平安時代の日本語の・音韻論の面に属する・一個の単位(ハ行子音)のその推定音価が純粹記号の言語表現(写声や音象徴をのぞいたものとしての)をくみだてる音的資料としての実質においてどのやうな性質のものであったか、といふ点については、——すなはち、それが両唇破裂をその特徴としたものであったか、両唇摩擦をその特徴とするものであったか、などといふ点については——、これを別問題として、とにかくも一定の写声や音象徴においては、因襲的に固定したものととして、破裂音の〔p〕がつかはれたであらう、さういふむねのことをいはば素朴な事実のために論証しようとした。そして、この仮説のために、ささやかではあるが、ひとつのてがかりとして、鳥のさへづりをうつすかたちの、こんにちの「ピーチク」は、古代以来「pɔ:……」であつたらう、といふ推定をこころみだ。しかしながら——「春鶯囀」においては、くだくしいのだがきをはぶいておいたもの——みぎの推定は、もとより、それが他の推定をそのまゝ排除するものであることをただちに意味するものではない。平安時代のハ行音の、その子音が、もし、摩擦音の〔p〕であつたとすれば、——このやうな摩

擦音の伝承は、室町時代から、おそらく、奈良時代へまでさかのぼりうるものと推定されてゐる——こんにちの「ピー(チク)」も、かへつて、ふるくは「フイー(チク)」であつたかもしれない。すなはち、《ハ行音》が両唇摩擦音をその頭音とする状態からこんにちの非唇音の段階にうつるにあつて、「フイー(チク)」の方はかへつて「ピー(チク)」のかたちにしたてなほされたものではないか、さらにいへば、この類のことばは、一般の θ/π の推移に抵抗して、みづからを補強するため、この変化とらうはらな θ/π の変化をやつてのけたのではないか、さういふ推論も蓋然的にまた可能である。ただ、わたくしとしては、このばあひ、推論のてつづきにおいて、おなじ所与の資料で立論するかぎり、より單純なかたちをとるものの方を、より蓋然的とみなしておいたのである。もし、ここにいふところの趣旨をいっそう明示的なたちで要約すれば、かうである。

《かつて「フイー(チク)」であつたものが「ピー(チク)」となつたと考へるよりも、ずつと「ピー(チク)」で一貫してゐたと考へる方が、みかたとしてすなほであり、したがつて自然であらう。》(ちなみに、もし「ピー(チク)」のかたちが室町時代以前には「フイー(チク)」であつたものとすれば、それは、一般の音変化にあしなみをそろへて、こんにち、「ヒー(チク)」のかたちでははれるべき蓋然性がたかいと、わたくしはおもふ。)しかし、処理すべき資料としてわれわれに直接あたへられてゐるものが《ハ行のかな》でしかない以上、もとより、論理的にいへば、上述のあひ矛盾する二つの可能な解釈のうちどちらが真に

事実に適合するかの、そのきめては、結局のところ存在しない。

(もとより、このことは、ここにいふ矛盾をみかけのものとしてしりぞけつつ、それを調停するところの、別の可能な解釈がありえないといふことを意味しないけれども、そのやうなばあひについては、いま、ここには、問題にしない。) 後世にみる半濁音符による[p]の書きわけといふものは、とにかくも、室町時代までさかのぼると、すでに、もはや、みられないのである。(半濁音符はもちなないけれども、べつのしくみによる[p]の識別のしくみは古代にもあったといふやうな証拠はもとよりない。)

他方、《音韻論》のたちばからすれば、この否定的事実自体、古代のハ行音の、その《音韻論的解釈》に対する重要なかぎとなるであらう。しかしながら、ここでは、ハ行子音の問題をいはゆる《音韻論的解釈》のための音韻論的解釈のそのわくへおさめて検討することはしない。それよりも、まづ、平安時代のハ行子音をもって両唇摩擦のものであったとすることが、その音項(phoneme)の実質の問題として、はたしてどこまで歴史的事実に適合する把握たりうるものか、その点をいま、わたくしとしては、しりぞいて、一個の貴重な資料の、そのよみかたの問題として、あらたに考へてみたいのである。

平安時代の初期、——歴史的にいへば、すでに——、ハ行子音が摩擦音であつたらうとみるのは、すなはち、ずつと古くは破裂音であつたにしても、当時は、すでに摩擦音になつてゐたらうとみるのは、恩師、橋本進吉の説である。しからば、この説(平安時代の初期のハ行音の実体に関する)のもとづくところの資料は

なにかといふに、それは、円仁の在唐記である。いま、まづ、しばらく橋本進吉の説くところをきくこととしよう。(所説を十分にあきらかにするために、原文をその全容について引用する)。

在唐記は、慈覺大師(名は円仁、平安時代初期の人で、天台宗延暦寺の座主となり、貞觀六年、西紀八六四年、七十歳で寂した)が在唐中(承和五年から同十四年まで、西紀八三八年から八四七年)諸師に就いて学び得た教法の事を集録したものであるが、中に宝月三藏から学んだ梵字の発音を記録したものがあつて、これによつて梵語と当時の支那および日本の発音を対照出来るものがあるのである。そのうち、今の問題に關係のあるのは下の文である。

(pa) 唇音、以本郷波字音呼之、下字亦然、皆加唇音

(pha) 波、断氣呼之

かように、梵字の pa 及び pha 共に本郷即ち日本の波の音で呼ぶと説いてるのであるから(注、断氣といふのは aspirated [有氣、帯氣]の意味である)、波を当時日本で pa と発音して居たかのやうに思はれるが、しかし、こゝに注意すべきは、その下にある「皆唇音を加ふ」といふ一句であつて、特にかやうな注意を加へなければならぬのは、日本の波字の音が pa でなく Fa であつた為であつて、軽い両唇音を重くして p 音に発音させる為に、この一句を加へる必要があつたものと考へられる。この推定をたしかめるのは、こゝに引用した文にすぐ続く次の文である。

(ba) 以本郷婆字音呼之、下字亦然

(bha) 婆、断氣呼之

ba bha 共に日本の婆の字の音に呼ぶといふのであるが、この婆は何と発音したかといふに、梵字 va の条に

(va) 以本郷婆字音呼之、向前婆字是重、今此婆字是輕

とあって、vaの場合の婆はpaの場合の婆に比し軽いといふのであるから、婆の日本の発音は、後世と同じくbaであったと見るべきである。さうしてpaの場合には、波と呼ぶと云ひながら、特に「唇音を加ふ」と註し、baの場合には婆字の音に呼ぶとばかりで、何等の註をも加へてゐないのを以て見れば、日本の婆は正しく梵字baの音に相当するが、波は梵字paの音とは幾分の相違があるのであって、婆がbaであるに対して、波はFaであったと認められる。かやうにして、語頭の波行子音は、平安朝初期に於てもやはりFであったと推定せられるのである。(波行子音の変遷について) 著作集 第四 三七—三九。ちなみに、(1) 在唐記の梵字は、こゝの引用には、はぶきて、のせず。(2) 原文の註一条、本文のなかにくりいれて引用せり。

平安時代初期のハ行音の発音のしかたをうかがはせてくれるこれほどの記録は、他にもとめられないといふ意味で、在唐記の記事は、たとへ資料としては零細であっても、逆説的にいへば、まさに零細であるがゆゑに、えがたい価値をもつてゐる。したがつて、そのやうなものをとりあげて、それに解釈を加へた橋本進吉の功績そのものの没しがたいことは、いふまでもない。しかしながら、資料といふものは、たとへその性質が在唐記の記事にみるがごとき反省的な記述のものであつても、やはり、そのまゝでは、いはば中立である。それを歴史的事実に対応すべき解釈のわくのなかへひきこむものは、それがみづからのうちにやどすところの趣旨に対するわれわれの論理的な評価である。その意味において、わたくしは、円仁のいふ「皆加唇音」の一句のうけとり方に対し、ある異見をいだくものである。

すなはち、「皆加唇音」は、それがすくにつゞくところの上の一句「下字亦然」にのみかゝるところの、つまり、もつぱらこれに対する、その説明であるとなつては考へる。くはしくはいへば、おそらく円仁は、梵字の ṣ に対してのみ、「唇音。以本郷波字音、呼之。」といつてゐるのであって、だから、ここまでのところをもつては、まだ ṣ 以外の p を頭音とする諸音節については、これを考慮のうちにふくめてゐないものとみられるのである。(悉曇におけるその音節は、それぞれに、 $a, ā, i, ī, u, ū, e, ai, o, au$ ……の順でならべられる。たとへば ka, ku, ki, ke, ku, ki …… $pa, pā, pi, pī, pu, pū$ ……のごとし。) つまり、円仁は、「下字亦然。皆加唇音」をもつて、はじめて pa 以下の諸音節に言及してゐるものとみられる。ことばをかへていへば「下字亦然、皆加唇音」は、 ṣ 以下の諸音節のことに対する注ともみることができ。そこで、もしさうみることによつて、その線で敷衍するならば、「下字亦然。皆加唇音」とは、 ṣ 以下の文字(梵字)の発音も「 ṣ のばあひにおける」とおなじであつて、いづれも「母音に」唇音「すなはち p 」を加へる」といった意味になるであらう。

さて、もし、みぎのやうなよみかたをとるならば、梵字 ṣ の説明として「以本郷波字音呼之」とあるのは、「本郷波字音」が、当時、むしろ p であつたからこそ、ではないか、といふことになる。(すなはち、せつかくの資料も、当時の日本のハ行子音が摩擦音であつたことに對する積極的なきめてはななりえない。) たゞ、問題は、 ṣ の条に對してのみ「皆加唇音」とあつて、 ṣ の条の方には、そのやうなことの見えないことである。しかし、これは、

円仁が煩をいとして、「下字亦然」だけにここではとどめ、いちいちにおなじことをくりかへさなかつたものとみれば、それでよろしいであらう。むしろ、われわれは、もし、平安時代の初期において、その当時の日本語のハ行音（ないしは、波の類の漢字のいはゆる和音）が Φ の音であったならば、 Φ の条、すなはち、「波。断気呼之。」をなんと解釈すべきかにくるしむといふべきである。（ひと、あるひは、いふかもしれない、 Φ と帯気の ph とは、そのきこえにおいて、あひ似る、と。しかし、さうすると、「断気呼之」の注が不必要となるべきである。）わたくしは、 pha の条の「婆。断気呼之」との、本文における平行を重視すべきであると考へる。

つぎに、われわれは、「皆加唇音」のやうな補足的な説明が、かならずしも pa のばあひにのみかぎられてゐるものではないことに注目すべきである。すなはち、在唐記における悉曇章の発音の説明の条をひもとくならば、そこには、あちこち、「但加某音」といったたぐひの字句がみえるのである。

da 拏 以本郷陀字音勢呼之 但加舌
ia 哆 齒音 以本郷多字音呼之 下字亦然 但皆加齒音
da 以本郷陀字音呼之 但加齒音 下字亦然 加齒音
na 以本郷那字音呼之 但加鼻音
ma 用本郷摩字音呼之 但加鼻

（みぎの引用は、すべて大日本仏教全書本に拠り、そこにかゝげるところの考異にしたがつて、石山座主・淳祐の自筆古本のかたちを採った。）

さて、みぎの諸例と pa の条との、その字句の入れちがひは、これをいかに解釈すべきか、かならずしも、容易とは、いひがたいが、とにかく、みぎの諸例のうち、 pa の条と比較的よく本文の平行するものから、まづ見てゆかう。それは、 pa の条である。表現全体における字句の平行は、きはめて顯著である。煩をいとはず、ならべてみるなら、つぎのごとくになる。

pa \times_1 唇音 以本郷波字音呼之 下字亦然 \times_2 皆加唇音
ia 哆 齒音 以本郷多字音呼之 下字亦然 但皆加齒音

すなはち、 \times の部分をしめる字が pa の方に欠けてゐるほかは、まったく平行してゐる。さて、くひちがひのうち、 \times_1 の部分は、波の字が著者によつて略されたものか、伝写の過程で落されたものか、のいづれかであると解される。つぎに問題となるのは、 \times_2 の位置における但の字の有無である。この差違は、（本文が円仁の稿本の原形をそのままつたへてゐるものとの仮定のもとでいふ）、一方が、但の字をもつて、「ひとへに」とか「もつぱら」とかの含蓄を表現のおもてにあらはにしてゐるだけのこととみて、それであやまりではないとおもはれる。そこで、もし、さうとすれば、たとへば pa の条にいかなる解釈をほどこすのがただしいにせよ、まづ、そのやうな解釈は、それ自体のために、 pa と ia との二条に対して、平行して、一貫したものでなければならぬ。（その意味で、 pa の条に対する橋本進吉の解釈は、 pa の条にも *mutatis mutandis* に適合するものとみとめがたい。さすれば、 pa の条そのものに対する解釈も、ちからのとほしいものといふことになる。）

ついで、他の諸条にまなこを転じてみる。ここで問題になるのは、それらにおいては、*sa* の条とちがって、いま、みぎにとりあげた点が、単に「但加某(音)」となつてゐるばかりでなく、「下字亦然」の四字を欠いてゐることである。当然、「但加某(音)」の説明は、「下字」(わたくしが、これを*a*以下の母音をもつて成る諸音節のことと解することは、すでに述べた)をふくめての当該の系列を、これを全体として、蔽ふものとみなされる。実際に即して具体的にいつてみれば、つぎのやうな趣旨のものとして、これを理解すべきであらう。便宜、例を *sa* にえらぶ。

《*na*——日本の「那」の字の音で、これを発音する。その特徴は、鼻音をくはへるところにある。(「この系列の音は、「母音に、もつばら、鼻音をくはへるものである。》

ちなみに、但の字をみぎにおいては「もつばら」といふかたちでいひかへた。もっと理論的ないひかたで敷衍していへば、「他を排して」(その意味で、「他と比較して、その特徴をいへば」)の意である。(蔽密にいへば、各条のそれぞれをすべてとりあげ遺漏のない検討をほどこすべきであるが、いまは煩をいとつて、大綱をとらへるにとどめておく。細部の解釈によつて、以上に述べるところが、くづれてくることはあるまい。)

とにかくも、以上に述べる線で考へるかぎり、在唐記の記事は、平安時代の初期のハ行子音が、破裂音でなく、摩擦音であること、それ自体のうちにおいて示すところの資料にはならない。そこで、もし、この線で一步すゝめていふならば、つぎのやうな疑問もでてきうる。

《もし、平安時代初期の日本語に [p] が欠けてゐたならば、円仁は、他のばあひにみられるやうなかたちを、すなはち、「加唇音 以大唐波字音呼之」といふ簡明な記述を、もし、しからずんば、これも他のばあひにとられてゐるかたち、すなはち、「……以本郷波字音勢呼之」といふ説明のしかたを、なぜ、えらばなかつたか。(円仁が、かれのいはゆる「本郷音」で説明のまにあはないばあひ、「大唐某字音」といふやうなかたちで漢字を援用してゐることは、在唐記をひもといた人の、みな、知るところであらう。)

ただし、所与の資料をそれに即して解釈するといふ内在的なかたちで推論をくみだててゆく線をまもるかぎり、このばあひ、もはや、われわれは、この内在的なみちそのもののゆきづまりをうちやぶることはできない。つまり、みぎのうたがひは、このままでは、もはや、解くことのできないものであり、そのかぎりにおいては、みぎのやうなことを述べても、なにらこゝから積極的なかたちで問題が展開するわけではない。さりとて、円仁そのひとについて疑点をただすことは、まして、できないはなしである。じつは、だからこそ、われわれは、次善の策として、文献を中介として援用する次第なのである。しかし、音韻史の資料といふやうなものがわれわれにあたへられてゐるのは、そもそも、偶然の所為である。そのうへ、たゞ一つしかないところの所与といふものは、それ自体において絶対である。このことは、つぎのことを含意する。すなはち、もし、平安初期のハ行音に関して、在唐記とは別の、そして、その価値において独立の、同時代の資料

が、最少限度、もうひとつあるならば、すでに、それだけで、それと在唐記の記事とが——いはば、それらの証言において——いかに矛盾しあふか、または、いかに調和し、いかに補強しあふか、このことが、ここにあらたに問題となる。したがって、そこから在唐記のみにもとづく解釈にある変容といふべきもののそれ相応に加はってることが、当然、ここに期待される。しかしながら、どのみち、いまのところ、現実には、それだけの価値をもつ資料は存在してゐないのである。したがって、いま、われわれは、結局、この偶然のその制約のもとに問題を処理しなければならぬ。

もとより、ハ行子音そのものの歴史のためには、視野を時間的にひろげることによって、前後から平安初期の相対的な位置をきめてゆく方法がありうる、たとへ、その実効はあらたに問題となるべきにもせよ。しかし、いま、ここでは、そのやうな、歴史的に視野のはばをひろげるとは、さしひかへる。すなはち、以上に述べきったところのわたくしの趣旨を、ひとこととてまとめいへば、結局は、かうである。

《在唐記の悉曇章についての記述に対するわたくしのよみかたにしたがへば、円仁によって日本語の音として反省されたハ行子音の発音は[p]であつたとみなされる。》

(亀井)